

## 業務の適正を確保するための体制等の概要について

業務の適正を確保するための体制等の整備（内部統制システム構築の基本方針）についての取締役会における決議の内容の概要および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### 1. 業務運営の基本方針

当社は、顧客・株主・従業員・地域社会等全ての利害関係者を念頭におき、全役職員が常に高い倫理観を持ち、誠実・公正に業務を行うことを業務運営の基本方針とする。

### 2. 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、当社のコンプライアンスに関する総括責任者として日本証券業協会の定める内部管理統括責任者を任命し、管理部門、営業部門の責任者への指導を通じて役職員の職務の執行が適正に行われる体制を構築する。取締役は、取締役会を通じて職務の執行状況を監督する。

#### (2) 内部監査体制

監査室は役職員の職務の執行状況に関して定期的または随時に内部監査を行い、法令および定款への適合性を確認する。

#### (3) 公益通報者保護制度

役職員に法令違反の疑義のある行為を発見した場合における相談窓口や通報窓口の利用、通報者の保護等について、社内規程に定める。

#### (4) 反社会的勢力の排除

当社は、日本証券業協会の定めるガイドラインに沿って社内規程を定め、反社会的勢力による取引の未然防止および排除に係る体制を整備する。

#### (5) 情報の保存および管理

当社は、文書の保存管理を社内規程に定め、取締役会その他の重要な会議の議事録を関連資料とともに保管し、閲覧可能な状態を維持管理する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクを評価し適切なリスク対応を行うために、社内規程に基づく全社的なリスク管理体制を整備する。

不測の事態が発生した場合には、迅速に対応し損害の拡大を抑えるため、事業継続計画（BCP）に基づく危機管理組織を設置する体制を整備する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、業務に係る各種の情報やデータを役職員が共有する体制の整備に努め、取締役の効率的な職務の執行を図る。業務の運営については社内規程やマニュアルの整備、見直しに努める。

取締役会は中期経営計画および各年度の計画を承認し、各部門における目標管理の状況を把握して効率的な職務の執行に努める。

## 5. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### (1) 監査役の職務を補助すべき使用人

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。監査役の職務を補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮権は監査役に移譲され、取締役からの独立性を確保するものとする。当該期間中の使用人の評価は監査役が行うこととし、監査役の指示の実効性を確保する。

### (2) 監査役への報告

監査役は、取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、役職員から報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか、重要な決議書類等を閲覧し、取締役の職務の執行を監査する。監査役への報告を理由とした不利な取り扱いを役職員が受けることがないよう社内規程に定める。

### (3) 監査役の監査費用の取り扱い

監査役の職務の執行について生ずる費用については前払いを原則とする。

### (4) その他監査役の監査の実効性を確保する体制

監査役は、取締役社長と定期的に会合を持ち意見交換を行うほか、内部監査部門、会計監査人と適宜面談を持つなど、関係者と連携して監査の実効性を確保するものとする。

## 6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに監査役への報告の体制

当社子会社は少額の定型業務のみ受託していることから本件に係る決議は不要とする。

## 7. 上記体制の運用状況の概要

- (1) 業務の適正を確保するとともに職務の効率的な執行を図るため、社内規程の全般的な見直しを進めました。
- (2) 損失の危険の管理その他の体制に関し、リスク管理委員会規則や事業継続計画の改訂等を実施しました。
- (3) 体制全般に関し、反社会的勢力排除方針の追加や監査役への報告の実効性を高める見直し等を実施しました。

以上